

注 文 書

1. 契約番号 2 0 2 5 0 0 1 2 0 0
2. 件 名 上野々スキー場ゲレンデ除草業務
3. 場 所 大崎市鳴子温泉地域古戸前地内
4. 履行期限 令和 7 年 1 2 月 1 5 日まで
5. 添付書類
 - (1) 仕様書
 - (2) 参考明細書
 - (3) 図面
6. 担 当 課 大崎市鳴子総合支所地域振興課

仕 様 書

第 1 章 総則

1. 本業務は、設計図書によるほか、業務に関する大崎市の規則等に基づき実施し、さらに実施にあたっては業務場所及び周辺にある既存の施設、地上地下の工作物に対し支障を及ぼさないよう事前に占有、所有者又は管理者の立会いを得て実施に万全を期するとともに、もし損害を与えた場合は、受注者の責任において処置しなければならない。

第 2 章 作業基準

1. 除草（刈払い）は全刈りを原則とし、根際より刈払うこと。刈高は15センチメートル以内とすること。
2. 現地除草（刈払い）作業は、可能な限り草の成長が止まった時期（秋季）に行うこと。

第 3 章 再委託や資材調達について

1. 本業務における再委託（下請負）・資材調達は、大崎市内の企業を活用することを原則とする。

第 4 章 暴力団の排除について

1. 暴力団の排除
 - (1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
 - (2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
 - (3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

第5章 被災者等の雇用について

1. 業務の実施にあたり、東北地方太平洋沖地震による被災者等の市内求職者の積極的な雇用に努めること。

第6章 その他

1. 本業務に着手する前に、必要があれば関係官庁との協議を行い、また、第三者への支障のないように努めること。
2. 本業務場所は公共施設及び営業施設の敷地であることから、業務に際しては事故等を発生させないように、細心の注意を払って実施すること。
3. 仕様書又は図面等に疑義を生じたとき、その他業務の遂行に支障が生じたときは、ただちに担当職員等と協議するものとする。

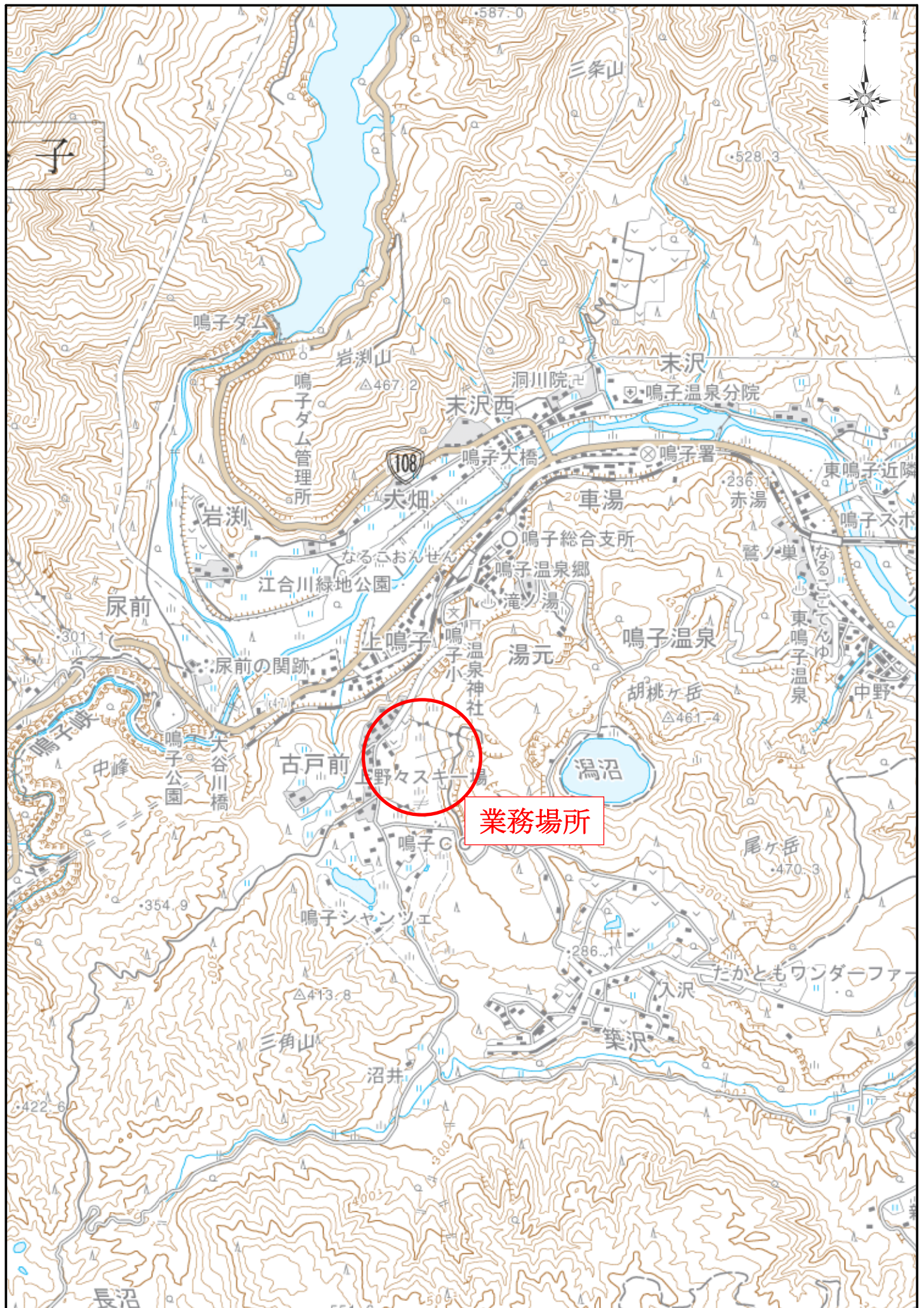
[illegible]

設計内訳書

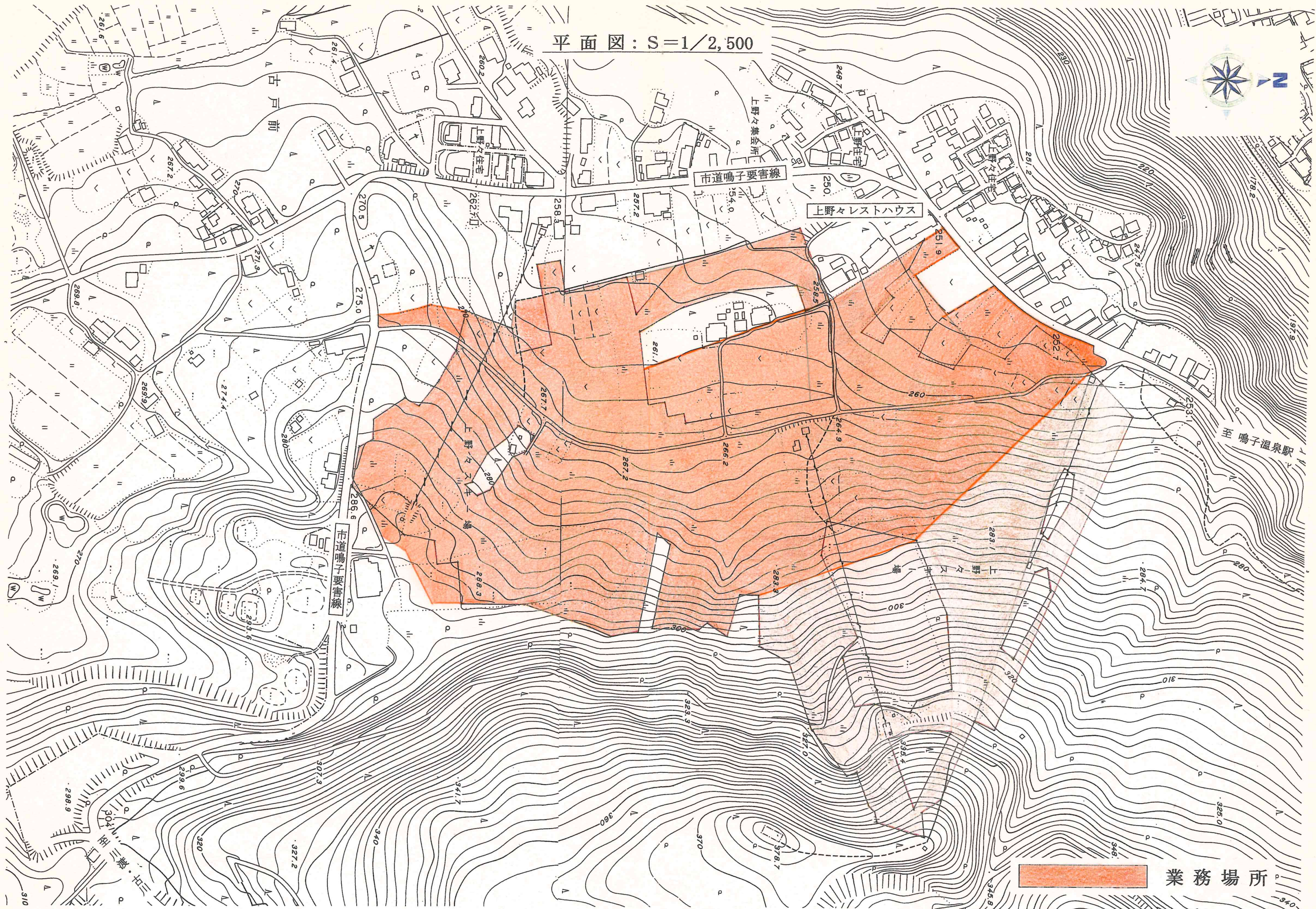
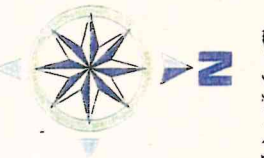
業務番号:

業務名	上野々スキー場ゲレンデ除草業務					事業区分	---
						業務区分	---
業務区分・業種・種別	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
除草(刈払)業務							
普通作業員		人					
特殊作業員		人					
傾斜補正		式	1				
直接業務費							
共通仮設費		式	1				
間接費		式	1				
一般管理費		式	1				
業務価格							
消費税等相当額						10%	
合計(委託業務費)							

位置図



平面図：S=1/2,500



業務場所